

令和4年度第2回石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る 検討委員会議事録【要約記録】

日 時：令和4年10月14日（金）14：00～15：30

場 所：石狩市総合保健福祉センターりんくる 2階リハビリ室

出席者：以下のとおり（敬称略）

委 員					
役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
委員長	金子 浩治	出席	委員	朝倉 喜章	出席
副委員長	市川 博康	出席	委員	土谷 美穂	出席
委員	桑澤 清元	出席	委員	三島 照子	出席
委員	杉本 洋子	出席	委員	高橋 典只	出席
委員	福江 彰	出席	委員	椿 晃	出席

事務局	所属 氏名	所属 氏名
	保健福祉部長 宮野 透	保健福祉部障がい福祉課主査 飯岡 多美子
	保健福祉部障がい福祉課長 高井 実生子	保健福祉部障がい福祉課主査 山本 健太
	保健福祉部障がい福祉課主査 角田 誠二	保健福祉部障がい福祉課主任 林 富士子

傍聴者：5名

会議次第

- 1．開会
- 2．前回の会議を振り返って
- 3．議事
《協議事項》条例・方針書の内容の検討について
- 4．委員による協議
- 5．その他
- 6．閉会

1. 開会

【事務局：高井】

これより令和4年度第2回石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会を開催します。また、感染防止対策のため、マスクの着用や換気、消毒を行うこと、そして、障がいのある人にも分かりやすい言い方や言葉を使うよう心がけながら進めていきます。なお、聴覚障がいの方の情報保障のため、石狩市の専任手話通訳者が通訳を行いますのでよろしくお願いいたします。

2. 前回の会議を振り返って

【事務局：角田】

お話に入る前に、昨日、りんくるで避難訓練があったのですが、本日出席の三島委員、桑澤委員、杉本委員がその訓練に参加されました。もしもよろしければ、昨日の感想をお話しいただければと思います。

【三島委員】

火元のすぐ隣の会議室で会議をしていましたが、目に障がいのある人にとって、状況を判断して各自で速やかに避難することは難しいことだと改めてわかりました。また、今回の避難場所の設定であったとは思いますが、出口まで遠かったので、本当に火事になった時は最短のルートで外へ避難できるようにしてもらえればと思いました。

【桑澤委員】

私も三島委員と一緒に会議室にいましたが火元がどこなのかなど少し不安になりましたが、係員の方が駆けつけて避難場所まできちんと誘導してくれて良かったです。先に避難する道を教えてもらうことや、安全に非難するために見やすい道標示、矢印などがあると助かるのではないかと思います。

【杉本委員】

1階の障がい福祉課の窓口付近にいたのですが、周りが慌てている様子から何かあったのでは、と思いました。それから消火器をもった職員を見て火事なのだとわかりました。すぐに職員が身振りで知らせてくれたり、周りの人の行動にあわせながら無事に非難することができました。とても良い経験をしたと思います。

【事務局：角田】

3名の皆さま、お忙しい中でのご参加、そしてご感想ありがとうございます。

それでは次第の方に戻ります。前回の会議の振り返りに入る前に、資料1についてお話しします。

1ページ目の「石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会設置要綱」についてですが、こちらは、第1回目の会議の時に資料として渡していましたが、その時の内容から変わったところが2か所あります。

一つ目は、第3条の(3)の部分、この(3)の部分は条例の読み方では第3号と読むのですが、

ここに書かれている「障がい者団体」という文を「障がい者関係団体」に変えました。「関係」という言葉をいれて、「障がいのある人を支援している団体のこと」という意味を、はっきりと、わかりやすくしました。

二つ目は、一番下の部分に「この要綱は、令和4年6月24日から施行する」という文を新しく入れました。これは、「この日に要綱の内容を変えたので、改めて皆さんにお知らせします」という意味になります。

次に2ページ目の「石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）検討委員会予定表」についてですが、これから検討委員会がやっていくことを事務局でつくってみたので、その内容をお話ししますので聞いてください。

最初に令和4年度ですが、6月に第1回検討委員会が開催されました。これは前回の会議のことです。そして10月、今日の会議のことになりますが、第2回目の検討委員会ということで、条例や方針書の内容について検討していきます。次からは、これからの予定となり、令和5年2月ごろに、第3回目の検討委員会を開催する予定で、この時もおそらく、条例や方針書の内容について協議がされるのではないかと考えております。

そして、令和5年度となり、令和5年度には6回くらいの検討委員会を開催していこうと考えています。令和5年の4月から10月までに5回の検討委員会を開催し、この中で、条例や方針書の内容について協議することや、条例と方針書の名前を決めること、そして、第1回目の検討委員会で石狩市から提言依頼を受けましたが、その依頼に対して検討委員会でこのような形で作りました、という回答を市に出さなければなりません。その回答の文を「提言書」というのですが、こちらをつくるための話し合いもしていくことになります。第8回目の検討委員会には、条例や方針書の案が完成していることになりますので、今日の第2回検討委員会から、令和5年度の第8回検討委員会までの7回の会議がとても大切な会議になると思います。次に令和5年11月ごろに、完成した条例と方針書の案の内容について市民から意見をもらう「パブリックコメント」が実施されます。このパブリックコメントが行われる期間は一か月間であり、この期間に様々な意見が出てくるのではないかと考えています。

パブリックコメントのあとの、令和6年2月ごろに、第9回目の検討委員会を開催する予定ですが、これが最後の会議になると思います。この時に、パブリックコメントでいただいた意見や内容の報告と、その意見をもとに、事務局で作直した方針書について話し合い、この日に最終案が完成することになります。

完成した最終案を、令和6年3月に開かれる石狩市議会に提出し、条例と方針書が良い決まりである、と議会で認めてもらうことがこの検討委員会の最終目標です。もしも認められれば、令和6年度の4月から石狩市の新たな決まりとなり、多くの市民に知ってもらうことになります。

以上が事務局で考えた検討委員会の予定表となります。

次に、前回の会議の振り返りについてお話しします。8月下旬ころに、第1回目の検討委員会で話し合われたことなどをまとめた「ダイジェスト版」を皆さんにお送りしたところですが、その内容について簡単にお話ししていきたいと思いますので、聞いてください。

第1回目では、皆さんに委任状が交付され、そして、石狩市から検討委員会に対して提言の依頼を受けました。皆さんは石狩市から「条例を考えてほしい」ということをお願いされたこととなりますので、みんなで良いものをつくるために頑張っていくこととなります。

もう一つ、第1回目の会議で「条例」と「方針書」をつくることが決まり、考えていくための参考として、事務局でつくった条例や方針書のたたき台をもとに、内容を考えていくことになりました。今日の会議から色々と考えていくこととなりますので、どうぞよろしく願いいたします。続いて3色カードについてお話しします。

前回の会議の中でお話が出ました「3色カード」ですが、皆さんの机の上にカードを置いてありますので、先ずはご確認いただきたいと思います。また、カードは、取りやすいようにすることや、触って形がわかるように、少し工夫をしてみました。今回つくってみたのですが、こうしたほうがいいのかなどのご意見がありましたら事務局まで教えてください。

こちらのカードですが、それぞれに意味があるのでお話しします。

先ず、四角いカードについてですが、こちらは、話す人が難しい言葉で話した時にあげます。このカードが出たら、話している人はわかりやすい言葉に言い換えるなど、わかってもらえるように話し直しましょう。

次に三角のカードですが、こちらは、話し方が早いと思ったときや、英語やカタカナの言葉で聞いたことがない言葉が出た時にこのカードをあげます。出された時は、ゆっくり話すことや、わかりやすい言葉に言いかえて話しましょう。

最後に丸いカードですが、こちらは話していることがわかった時や意見に賛成するときにあげます。会議の中で「これでいいですか？」など聞かれる時があると思いますので、その時にわかった時はこの丸いカードをあげてもらえればと思います。

今、3色カードについてお話ししましたが、何かわからないことがありましたか？もしも無ければ丸いカードをあげてもらえればと思います。

～全員丸いカードを出し、異議なし～

皆さんありがとうございます。以上で資料1のお話と前回の会議を振り返ってのお話を終わります。

【事務局：高井】

これより議事に入りますので、以降の進行を金子委員長にお願いしたいと思います。

3. 議 事

【金子委員長】

これより私の方で進行させていただきます。今日の会議は最大で 15 時 30 分を目処に終了したいと思いますので、円滑な審議にご協力願います。

それでは議事の方に入ります。最初に、協議事項の条例・方針書の内容の検討について、事務局からお話しをお願いします。

【事務局：角田】

まずは、皆さんがお持ちの、資料 2、資料 3、資料 4 についてお話しします。

最初に資料 2 の「条例の形（構成）案について」ですが、条例というのはどういう形（構成）になっているのか、また、どういうことが書かれるのかを皆さんと確かめていきたいと思います。それでは資料に書かれているとおり の「前文」から読んでいくので聞いてください。

前文。前文とは、条例の最初に書かれる文で、条例をつくった目的や理由などが書かれます。また、この条例に書かれていることはどんなことなのか、この前文を読むと大体わかるような内容となります。

目的、第 1 条。条例をつくった目的が書かれるところで、市民や事業者に対し、市の考えや「こうやっていきましょう」ということが書かれます。また、この目的の部分から第 1 条として条例に書かれることとなります。

【三島委員】

（四角のカードをあげて）事業者とは何なのでしょう。

【事務局：角田】

お店や会社を営んでいる人のことをいいます。それではお話を続けます。

定義、第 2 条。条例の中で使われる言葉（用語）の意味が書かれます。例えば、「障がいのある人」とはどういう人のことなのかなど、その言葉の意味が書かれます。

④基本理念、第 3 条。条例の目的を実現するための基本的な考え方（想い）について書かれます。

市の責務、第 4 条。条例を進めていくうえで、市には役割（責任）がある、ということが書かれます。

⑥市民の役割、第 5 条。条例を進めていくうえで、市民に役割があることや、市の施策に協力してください、ということが書かれます。また、施策という言葉が出てきましたが、この意味は、市が目的をもってやろうとすること、という意味です。

事業者の役割、第 6 条。条例を進めていくうえで、事業者に役割があることや、市の施策に協力してください、ということが書かれます。また、お店や会社などで、障がいのある人などに、合理的配慮に努めること（「やりましょう」ということ）がここに書かれる場合もあります。また合理的配慮という言葉ですが、これは障がいのある人とない人が平等に扱われるために、変更や

調整を行うことをいい、国や市役所などと同じく、事業者にも合理的配慮が義務付けられています。合理的配慮をもう少しわかりやすく説明すると、意思を伝えるために文字や絵を使うことや、車いすを使っている人などに対し段差がある場合にスロープなどで補助すること、目の不自由な人に音声で情報を伝えること、受付などの窓口で障がいの特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどが合理的配慮となります。

施策の推進方針、第7条。条例を進めていくうえで、基本理念に基づき、市が取り組もうとする施策が書かれます。また、市が取り組もうとする施策をこれから皆さんに考えてもらうことになり、考えた一つ一つの施策が方針書に書かれることになるので、とても重要な部分となります。さらに、それぞれ考えた施策をどのように実行していくのかなども、今後、方針書をつくる時に考えていくことになるので覚えておいてください。

財政上の措置、第8条。条例に書かれたことを進めていくうえで、市がその必要な財源について検討していくことが書かれます。また、ここに出た措置という言葉は、解決のためにやっていくこと、という意味です。

委任、第9条。条例を進めていくうえで、条例に書かれてあることのほかに必要なことがあった時は、市長が別に決めることができる、ということが書かれます。

今、条例の形（構成）として、①の前文から⑩の委任までお話ししましたが、この形は事務局の案となりますので、これから条例のたたき台を考えていく中で、どんな形にしていくかを皆さんで考えていければと思います。

資料2の最後のページには①前文、②目的：第1条、③定義：第2条、④基本理念：第3条、⑤市の責務：第4条、⑥市民の役割：第5条、⑦事業者の役割：第6条、⑧施策の推進方針：第7条、財政上の措置：第8条、⑩委任：第9条と順番に並べた表をつくったので、参考にしてください。以上が資料2のお話となります。

次に資料3の方針書の形（構成）案についてお話ししますので、方針書がどのような形になっているのかを皆さんで確認していきたいと思います。資料の「最初の文」から読んでいくので聞いてください。

最初の文。方針書にも条例の前文と同じように、最初に書かれる文があります。最初の文には、条例のどの部分によってこの方針書がつけられました、ということや、条例に書かれた目的や基本理念に基づいてつけられました、ということが書かれる場合もあります。また、「条例のどの部分」というのが、先ほどもお話しした「施策の推進方針、第7条」の部分がいいです。

施策について。ここには条例の「施策の推進方針、第7条」で考えた一つ一つの施策が書かれることとなります。

施策の基本的方向。ここには一つ一つ考えた施策について「なぜそういう施策をつくったのか」という理由や目的が書かれることとなります。

推進する施策。短くして「推進施策」と書かれる場合もあります。ここには の施策の基本的方向について、具体的にどんなことをしていくのか、書かれた目的を達成するためにこういうことをやっていきましょう、ということが書かれます。

今お話ししたのが方針書の形（構成）案となりますが、方針書をつくるためには、まずは条例をつくる必要があることと、さらに条例の中の「施策の推進方針」を完成させなければなりません。つまり、条例ができなければ方針書をつくることができない、ということになります。今回は方針書のもととなる条例の内容を皆さんでじっくり考えていくことが大切になるのではないかと考えています。以上が資料3のお話となります。

それでは続けて資料4に入ります。先ほどお話ししたとおり、方針書は条例ができてからつくられるものなので、方針書のたたき台はまだつくることができません。しかし、方針書というのはどんな形なのか、どの様に書かれているものなのかということを知っておくことで、これからつくっていく方針書の参考になるのではないかと考えています。そこで、資料4では、石狩市の手話の方針書の一部を参考として載せましたので、それを皆さんで確認していき、方針書とはこういうふうに書かれている、という全体的なイメージを持ってもらえればと思います。これから参考にするのは、手話の方針書である「石狩市手話に関する基本条例に規定する施策を推進するための方針」の一部となります。私の方でお読みしますので聞いてください。まずは最初の文です。

「石狩市手話に関する基本条例（平成 25 年条例第 36 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、施策の推進方針を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき、公表する。」と書かれています。次に、資料3でお話しした「施策について」「施策の基本的行動」「推進する施策」の三つがどのように書かれているのかを確認していきましょう。まずは手話の方針書を読んでいきますので聞いてください。

『2 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項

（1） 施策の基本的方向

現在、音声言語により提供されている行政情報等について、日常生活をはじめ、災害時や感染症の流行時などにおいても、手話による情報の取得ができる環境や手話が使いやすい環境づくりを進めていきます。

（2） 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 手話による行政の情報発信を広めていくため、多様な媒体を利用した情報発信を進めていきます。

イ 対面による手話通訳を基本としつつ、ICT（情報通信技術）を活用した遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービス等を利用し、手話の使いやすい環境づくりを進めていきます。

ウ 聞こえない子どもが手話を習得できる環境を整備し、その保護者が手話に関する情報の

取得や成長の過程における多様な選択肢を提供できる環境づくりを進めていきます。』

以上が手話の方針書の一部となります。この中で、最初に読みました「2 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項」という部分が「施策」ということになり、次の「(1)施策の基本的方向」で施策とした理由や目的が書かれ、そして「(2)推進施策」には具体的にどんなことをやっていくのか、ということが書かれています。今お話ししたとおり、手話の方針書はこの様な形で作られています。これからつくろうとする方針書も、手話の方針書と同じような形で作っていただければと事務局では考えており、条例を考えていく中で決めていく「施策」をもとに、今後、改めて方針書のたたき台をつくっていきたいと思っています。以上が資料4のお話となります。

これまで、条例や方針書の形、そして方針書のイメージをお話ししましたが、方針書をつくるために、まずは条例をつくる必要となるので、次の「委員による協議」で話し合われる、資料5の条例のたたき台について、じっくり皆さんで考えていきたいと思っています。これで、協議事項の条例・方針書の内容の検討についてのお話を終わります。

【金子委員長】

ありがとうございます。今、事務局から説明がありましたが、まずは条例をつくるための議論をしっかりとやっていくことが大切であることがわかったかと思います。それでは、今説明があった資料2から資料4までについてわからなかったことなどを聞いていきたいと思いますが、ここで一旦休憩に入りたいと思います。休憩後に教えてほしいことやわからなかったことなどを聞いていくのでよろしくお願いいたします。

=== 10分間の休憩 ===

それでは会議を再開します。休憩前にお話しした資料2から資料4までについて、何か聞きたいことなどありますか。

【椿委員】

先ほど合理的配慮という言葉がありましたが、事業者は既に配慮を積極的にやってくれているのではないかと思います。条例の中に配慮を求めることを明記するというのは、ある程度拘束することになるので難しい面もあるのではないかと感じました。むしろ、駐車場の障がい者優先についてもっと意識を持たせるなど、市民の理解や協力が必要な部分があるのではないかと思います。また、条例や方針書ができて、どうやって市民に広めていくかを考えていかなければならないと思います。

【事務局：角田】

事業者の合理的配慮については、昨年より義務化されておりますので、広く知ってもらいために必要ではないかと考えたところです。また、完成した条例や方針書をどう広めていくかが重要であると考えています。手話の条例や方針書では、出前講座や出前授業などみんなに知ってもら

うために様々な活動を行っていくことが書かれています。情報コミュニケーション条例においても、そういうやり方でやっていくことなど、活動のもととなる施策が必要だと思います。そういう意味では、条例をつくっていく中で、どんな施策を考えつつっていくのか、ということが重要になると思います。

【高橋委員】

条例には「こうします」ということ、そして方針書には「具体的にこうやっていきます」という理解でいいでしょうか。

【事務局：角田】

それで良いと思います。

【高橋委員】

条例と方針書の二つを決めていくことになるので、混ざってしまいそうだったので確認したかったところでした。

【朝倉委員】

事業者には福祉関係事業所の方も入りますか？

【事務局：角田】

事業者とはお店や会社、事業所を運営している方たちのことになりますので、福祉関係事業所の方も入ります。

【金子委員長】

他はよろしいでしょうか。なければこれで3の議事を終わります。

4．委員による協議

【金子委員長】

それでは次第の「4．委員による協議」に入りたいと思います。まずは事務局より説明をお願いします。

【事務局：角田】

委員による協議ということで、資料5に書かれている条例のたたき台についてお話ししていこうと思いますが、その前に皆さまに確認したいことがありました。これからお話しする条例のたたき台ですが、条例の形（構成）案でお話しした「前文」から一つ一つ内容を考えていきたいと事務局では考えています。例えば「前文」を読み、すぐに次のページへ進むのではなく、前文の内容を協議し終えてから次の項目へ進む、というやり方で行いたいと思いますが、このやり方で良いかどうか皆さんに確認したいと思います。

【金子委員長】

今お話がありました、「前文」の内容から一つずつ協議をしていこうということですが、皆さん宜しいでしょうか。よろしければ丸いカードをあげてもらえればと思います。

～全員丸いカードをあげて賛成～

それでは、賛成をいただいたということで、事務局の案のとおり進めていくことにします。

【事務局：角田】

皆さまありがとうございます。それでは、 の「前文」からお読みしますので、読み終わりましたらその内容を協議していただければと思います。

前文

『全ての市民が、障がいのある、ないにかかわらず、互いに心を通わせ理解し合い、このまちをみんなが安心して暮らし続けることができるやさしいまちにすることが、私たちの願いです。

そのためには、市民一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、その人の特性に合った方法で情報を発信し、取得しやすくするよう心がけることや、コミュニケーションを円滑に行う手段を活用することが必要です。

また、情報の取得やコミュニケーションがとりにくいことで、自分の気持ちをうまく伝えることができず孤立してしまうことがないよう、本人の意思表示を支援するための体制を充実させ、困難を感じることなく必要な情報を取得し発信できる環境を整えることが重要となります。

全ての市民が、その人の特性に合った情報の発信や取得の方法、コミュニケーション手段を学ぼうとする気持ちを持ち、そして障がいへの理解を深め、障がいのある、ないにかかわらず「誰もが暮らしやすく、やさしいまち」になることを目指し、この条例を制定します。』

以上が「前文」の事務局案となります。

【金子委員長】

今、①の前文の案を読んでもらいましたが、この内容について何かご意見ありませんか。

【三島委員】

文の中に、「障がいのある、ないにかかわらず」という文がありました。これによって特定の人だけではなく、みんなに関わる条例である、という認識でいいですね。また、「私たち」という言い方は誰のことを言っているのかわかりづらいのかなと思いました。「全ての市民が」で始まっているので、「私たち」ではなくここを「全市民」などにしてはどうかと思いました。それと、「特性」というのも少しわかりづらいのかなと思いました。

【桑澤委員】

私も「特性」というのがどういうものなのかわかりづらいなと思いました。私たち視覚に障がいのある者にとっては、だれがどんな特徴を持っているのかわからないことが多いです。

【市川副委員長】

「特性」という言葉だとわかりづらいので、例えば、「その人がわかる方法」や「できる方法」という言葉に変えてみてはどうかと思いました。

【高橋委員】

「私たち」という部分ですが、私はこれでいいのではないかと思いました。「全市民」となるとちょっと他人事のような気がしました。それと「特性」という言葉ですが「障がい特性」とよく言われると思いますし、その人の「特徴」「個性」のことを言うのだと思うので私はこれでもいいのかなと思ったところです。ただ、言い方をわかりやすくするというのはあっていいのかなと思います。

【朝倉委員】

皆さんの意見を聞いていて、「私たちの願い」という部分を「私たち市民の願い」という言い方にしたらどうかと思いました。

～数人の方が丸いカード（賛成・同意のカード）をあげる～

【市川副委員長】

今すぐにこの場で決めるのではなく、事務局で今の意見をまとめ、反映させたものを次回改めて提案してもらうのはどうでしょうか。

【高橋委員】

もう一つ気になった箇所があるのですが、最初の文に「障がいのある、ない」と書かれ、次に「障がいの有無」と書かれていますが、この部分をどちらかに統一した方がいいのではないかと思います。

【金子委員長】

色々意見が出されましたが、今回の意見を踏まえ、次回事務局が改めて案を作成し、それを皆さんで確認していければと思いますが宜しいでしょうか。

～全員が丸いカードを出し賛成～

以上で の前文についての協議を終わります。

次に の目的についてということで、事務局よりお願いします。

【事務局：角田】

それでは、 の「目的」をお読みします。

目的

『第1条 この条例は、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和4年法律第50号）の規定に基づき、障がいのある人もない人も、その人の特性に合った情報の発信と取得ができること及びコミュニケーション手段を普及させ利用しやすい環境にすることを基本理念と定め、石狩市（以下「市」という。）の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにする

ことにより、障がいの有無やその特性によって分け隔てられることのない共生社会を実現することを目的とします。』

以上が「目的」の事務局案となります。

また、今読んだ中で「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という言葉がありましたが、こちらについてお話ししたいと思います。こちらは、令和4年5月に決まった国の法律となります。この法律には、障がいのある人が社会や様々な活動に参加をするためには、情報を手に入れて利用することや、困ることなく楽に話ができるようになることが大切であり、そのための必要なことを定めて、障がいのある、ないにかかわらず共に尊重しあう社会を実現しましょう、ということが書かれています。

【金子委員長】

そろそろ会議終了時間に近づいてきましたが、の目的の案について何かご意見ありませんか。

【三島委員】

一般の人が「事業者」と言われてどういうものなのかイメージがつくのかなと思いました。それと、この条例について事業者がどのようにかかわっていくのかを教えてほしいと思います。次の第2条の定義のところでは事業所などの説明が書かれていますが、事務局から説明してもらえないでしょうか。

【事務局：角田】

事業者というのは色々な条例などでも使われている言葉とは思いますが、今回ここでの説明としては、「市内で事業を営む個人又は法人をいいます」と書かせてもらっています。また事業者のかかわりについては、合理的配慮が義務付けられており、障がいのある人とのかかわりがあることから条例に載せていきたいと考えていたところです。

【市川副委員長】

つまり、お店というのが事業所、そのお店を管理している人が事業者、お店で働いている店員が市民、ということですね。それと、の定義に書かれている事業者についてですが、条例としては載せることが一般的かと思えますし、載せることで広くみんなが条例にかかわることになるので、この形で行ければと私は思います。

【金子委員長】

条例の書き方としては事業者を入れたこの形で宜しいのではないかと思います。

さて、まだ協議をしていきたいところですが時間も少なくなってきましたので、本日はここまでとし、次回の検討委員会でまた協議をしていきたいと思えます。

【事務局：角田】

協議を終えたばかりのところで大変申し訳ございません。委員の皆さまに一つご協力をいただきたいことがございます。事務局では、障がいのある人への立場や気持などを、もっと皆さんで分

かり合い、これからつくっていく方針書などの参考にもしていきたいと思い、今、お配りしておりますアンケートを、次回の第3回検討委員会までに書いていただきたいと思っております。また、桑澤委員につきましては、このアンケートについて、後ほど事務局よりお電話等でお話を聞かせていただきたいと思っておりますので、ご協力いただければと思っております。

では、どんなことをアンケートするのかについてですが、先ずはお配りしたアンケート用紙をお読みしますので、聞いてください。

『石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会アンケート

委員のみなさまへ

生活のいろいろな場面で、自分や、自分の身のまわりの人が経験した「困った」「気になった」ことを書いてください。今後の話し合いの参考にしましょう。

外出をしていて困ったこと・気になったこと

（例えば、お店で買い物をしたときや、建物の中に入るときなどに困ったこと、気になったことなど）

人とお話をした時に困ったこと・気になったこと

（例えば、自分の意見を言いたかったのに言えなかったことや、言っても伝わらなかったことなど）

そのほかに、困ったことや気になったこと

（人から聞いた困ったことや気になったこともあれば書いてください）

というアンケート内容となっております。こちらのアンケート用紙は、次回第3回目の検討委員会に持ってきていただき、それぞれで発表しあえればと思っております。なお、桑澤委員につきましては、教えていただいたアンケートの答えを、事務局で代わりにお読みし、発表したいと思っております。条例や方針書をつくっていくうえでのヒントや参考になればと思っておりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。また、メールアドレスがある方は、アンケート用紙をデータで送ることも可能ですので、ご希望の方は事務局までお声がけください。

アンケートについては以上です。

【金子委員長】

今、アンケートについての説明がありましたが、何かわからなかったことはありますでしょうか。
～特になし～

それでは、委員の皆さま、アンケートへのご協力をお願いしたいと思います。

以上で今回の協議は終了とし、進行を事務局にお返しします。

5. その他

【事務局：高井】

それでは最後にその他ということで、事務局よりお話しさせていただきます。

今回も会議についての感想を委員の皆さまからお聞きしたいと思います。資料や説明はわかりやすかったか、また、次回はこうしてほしい、ということをお聞かせください。

それでは、三島委員から右回りでお一人ずつお聞きできればと思います。お願いいたします。

【三島委員】

たくさんのお話を聞いて協議をした後に感想を聞かれてもなかなかすぐに答えるのは難しいです。また、聞く手段しかない桑澤委員ですと、たくさんのお話を聞いた後に感想を言うことはもっと難しいことではないかと思えます。感想はもう聞かないでほしいと思えます。

【桑澤委員】

お話を聞いていて思うのですが、例えば「仮称」という言葉など、理解するのにむずかしい言葉が多いなと感じています。

【椿委員】

限られた時間の中で議論を深めるのは難しいと感じました。でも、今日は皆さんから色々な意見が出て良い会議だったと思います。

【福江委員】

特にありません。

【金子委員長】

限りある会議時間の中で、どこまで協議を進めていけるかという難しさはあると思いますが、これからも色々な意見をみんなで出し合いながら進めていければと思います。

【市川副委員長】

条例というのは法律の書き方と同じような言葉でつくらなければならない部分があり、どうしても難しい表現となってしまいますが、まずは条例をしっかりと考えていき、次の方針書の作成につながるようまた皆さんで議論していければと思います。

【朝倉委員】

委員一人ひとりが色々な視点を持った方であり、皆さんの議論から新たに見えてくるものがたくさんありました。今回も、私自身、気づかなかった部分に気づくことができ、良い会議であったと思えました。

【高橋委員】

議論の中でわからないことがあれば、遠慮せずに四角のカードをあげていってもいいのかなと思います。また、限られた会議時間ではありますが、今後議論する時間を増やしていくなどの対策が必要ではないかと思えました。委員として、良いものをつくっていかねばならないと思

ますので、会議の前に予習するなど、個々の努力が必要になってくるのではないかと思われました。

【土谷委員】

いろんな方の意見を聞くことができ、気づかないことに気づけて良かったです。会議の中でカードを使うというのも良かったと思います。

【杉本委員】

検討委員会というのは難しい印象がありますが、色んな立場の方の意見が聞くことができとても勉強になります。また、ひらがなを振って配慮された資料や、事前に資料配布をしてくれるなどの対応が良かったと思います。ただ、私は聴覚に障がいがあるので、文章の理解が人より難しいところがあります。

【事務局：高井】

貴重なご意見ありがとうございます。いただいたご意見を参考に、今後、改良していきたいと思えます。次回、第3回の検討委員会までに、今日話された内容を事務局で整理をして、次回の会議前までに委員の皆さまにお見せしたいと思っています。また、先ほどお話ししたアンケートへのご協力も、よろしくお願いいたします。次回の検討委員会の日程についてですが、令和5年2月を予定しています。なお、後日、今回の議事録を皆さまにご確認いただくのですが、その時に、日程調整もあわせてさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

6. 閉 会

【事務局：高井】

以上をもちまして、令和4年度第2回石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会を終了します。長時間にわたり、ありがとうございました。

議事録署名

会議経過を記録し相違がないことを証するため、ここに署名します。

令和 4年11月10日

石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会

委員長 金子 浩治
